記者発表（資料配付）				
月/日 （曜日）	担当課名	電話 番号	発表者名 （担当課長名）	その他 配布先
9/11 （金）	北播磨県民局 加東健康福祉事務所 監査・福祉課	(0795) 42-9356	加東健康福祉事務所長 長江　利幸 （監査・福祉課長 木元　倫代）	本庁

介護保険サービス事業所の指定取消処分について

介護保険法第77条の規定に基づき、合同会社楽楽が経営する下記事業所の指定を取消します。

記

１　指定取消処分とする事業所

法人名	合同会社楽楽（代表社員　下村　聡）
事業所名	楽楽リハトレスタジオ
所在地	小野市敷地町1602番地の３
事業種別	通所介護
指定年月日	令和元年７月１日

２　指定取消日　　令和２年９月30日

３　処分理由

（１）虚偽申請（介護保険法第77条第１項第９号該当）

勤務させる見込みがない職員（介護職員、生活相談員）を記載した虚偽の書類を提出することにより、不正に指定を受けた。

（２）不正請求（介護保険法第77条第１項第６号該当）

ア　令和元年７月の新規指定時から令和２年５月までの間、通所介護費に係る加算（個別機能訓練加算Ⅰ）について、算定要件を満たさないにもかかわらず、不正に請求し、受領した。

イ　令和元年７月から必要な員数の看護職員を配置していなかったにもかかわらず、令和元年８月から令和２年５月までの間、人員基準欠如に係る減算を行うことなく満額の介護給付費を不正に請求し、受領した。

（３）人員基準欠如（介護保険法第77条第１項第３号該当）

ア　少なくとも令和元年７月から令和２年４月までの間、必要な員数の生活相談員を配置することなくサービスを提供した。

イ　令和元年７月から令和２年７月までの間、必要な員数の看護職員を配置することなくサービスを提供した。

（４）虚偽答弁（介護保険法第77条第１項第８号該当）

令和２年６月18日に実施した法人代表者への聴取において、実際には事業所へ勤務させる見込みもなく雇用契約の締結もしていない者について「令和元年11月から生活相談員兼介護職員として週１回来てもらえることとなり雇用契約

を結んだが、勤務直前に断られた。」と虚偽の答弁を行った。

（５）不正又は著しく不当な行為（介護保険法第77条第１項第11号該当）

ア　令和元年９月25日に実施した実地指導において、虚偽の勤務表及び出勤簿を提示した。

イ　令和２年６月５日の実地指導実施後、６月11日に虚偽の給与一覧表及び労働契約書を提出した。

４　処分までの主な経緯

令和元年７月１日　事業所　新規指定
　　９月25日　実地指導（１回目）
令和２年６月５日　実地指導（２回目）※ 不正の疑い把握
　　６月15日　監査
　　６月18日　法人代表者から聴取
　　６月30日　管理者から聴取
　　７月７日　法人代表者から聴取
　　８月19日　聴聞

５　処分により発生する介護報酬等返還額等

当該事由により不正に受けとった介護報酬については、介護保険法第22条第３項の規定に基づき、各保険者（小野市、加東市、加西市）が返還請求を行う。

※ 返還額　2,006,465円
上記額は令和２年５月提供分まで。６月及び７月提供分も返還発生の見込み。
各保険者は、上記額に介護保険法に定める 40%の加算金を追加して請求予定。